平成２４年（フ）第３３５７号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目１番15―403号
破産者　佐々木一男
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９号
大阪府松原市高見の里６丁目８番６号
破産者　春田　泰子（旧姓浅田）
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
堺市堺区田出井町７番23―106号
破産者　堤田　祥子
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
堺市東区北野田618番地９
破産者　清水　英次
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７４号
広島市安佐南区八木６丁目６番14―202号、申立時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原60番地134
破産者　中本　勝巳
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０１号
広島市安佐北区落合南４丁目８番39号
破産者　上野　政志
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６８号
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下323番地９、旧住所徳島県阿波市市場町市場字上野段509番地３
破産者　赤澤　良照
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７２号
徳島県徳島市南昭和町６丁目73番地
破産者　山﨑　　勇
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６号
盛岡市西見前19地割２番地３　黄陽コーポラス102号、旧住所盛岡市西見前19地割52番地４　トムテ３号館102号
破産者　阿部　由美
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３９９号
仙台市太白区中田４丁目６番２号　中田市営住宅２棟301
破産者　目黒　伸一
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
仙台市太白区富沢３丁目23番11号　エコーハイム201
破産者　嵯峨かおり（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
さいたま市南区辻４丁目５番１号　２号室
破産者　本野　和徳
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
埼玉県児玉郡上里町大字三町991番地１　コンフォート上里Ａ館101号、旧住所埼玉県本庄市駅南１丁目14番７号　コアレジデンス本庄レイシャス405号
破産者　時田　紀雄
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３６７号
神奈川県海老名市中新田２丁目７番８―602号
破産者　幡野　　潔
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２９号
横浜市旭区笹野台１丁目７番26―301号
破産者　川名　浩一
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１３号
神奈川県茅ヶ崎市みずき４丁目21番11号
破産者　米山　健一
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７号
長野県上田市緑が丘３丁目２番11号
破産者　砥石　　閑
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５１号
岐阜県可児市若葉台５丁目105番地
破産者　松本工業こと　松本　照男
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５２号
岐阜県可児市若葉台５丁目105番地
破産者　松本　晴美
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部